保険料 払いたくても

報われぬ国 負担増の先に

「今は若いから。いずれ必要だから、25歳ごろには正社員に戻りたい」

能登半島にある石川県七尾市に住む男性(59)は昨年夏、みぞおちに痛みを感じて病院へ駆け込んだ。「胃がん」と告げられた。

窓口に出した国民健康保険証の有効期間は13日しかなかった。保険料を長く滞納してきたため、普通の1年間有効の保険証はもらえず、保険料の一部として千円ほど払って市から渡された「短期保険証」だ。

手術などで数十万円。病院から医療費の自己負担を軽くする制度を教えられ手続きしたが、通らなかった。「生活保護に入れば無料になる」ともアドバイスされ、やむなく申請した。

バブルのころ、9人の職人を抱える親方として建設作業を指揮していた。だが、バブル崩壊で仕事がなくなり日雇いなどで暮らすうち、50歳前から保険料を滞納するようになった。

久々に保険証を手にしたのは3年前にあばら骨を折った時だ。市に相談すると短期保険証を渡され、その後は必要な時に千円ほど払って短期保険証をもらい、診察を受けてきた。「若い時は病気もけがもしなかったからなあ」。男性は「無保険」の苦労を背負う。

日本はすべての国民が公的医療保険を使って治療を受けられる「国民皆保険」の国だ。だが、保険料を払えずに皆保険制度からこぼれ落ちる人が相次ぐ。

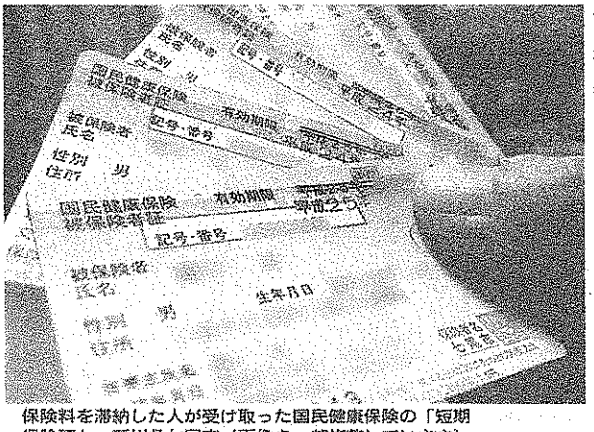

保険料を滞納した人が受け取った国民健康保険の「短期保険証」＝石川県七尾市（画像を一部修整しています）

日雇い続き国保滞納

短期保険証

実家に頼む

昨年8月、名古屋市の個室ビデオ店で働く男性(42)は、胆嚢炎で緊急入院した。国民健康保険を使おうと区役所に相談すると、長く保険料を滞納しているので過去2年分の半分を支払わなければ短期保険証も出せないという。仕方なく、実家に頼んで工面し、有効期間が1カ月の短期保険証を受け取った。

大手企業の正社員として17年間働いたが、離婚などをきっかけに辞めた。その後は派遣社員としてシャープやデンソーなどの工場で製品の箱詰めをしてきた。それも2008年秋のリーマン・ショックで辞め、個室ビデオ店で働き始めた。

派遣社員は原則として、労働時間が週30時間以上あれば派遣会社が健康保険や厚生年金に入れなければならない。だが、短時間の仕事が多くて対象にならず、国民健康保険や国民年金の保険料も払わなかった。

男性は退院後も、月1回は病院に通う。毎月、区役所に行っては滞納してきた保険料を分割して払いながら、1カ月の短期保険証を受け取る生活が続く。

さらに心配なのは年金だ。国民年金や厚生年金といった公的年金は原則として通算25年以上は保険料を払わないと、高齢者になってから年金を受け取れない。正社員時代の17年間は払っていたので、あと8年分をなんとか払いたいが、いまはそんな余裕がない。

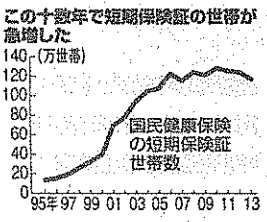

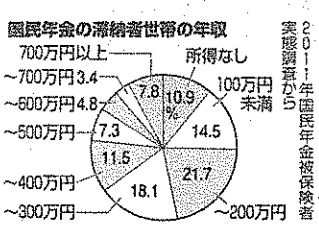

非正規、あきらめた年金

退院早めた

「なんとか早く退院させてもらえませんか」。昨年12月、金沢市の病院窓口で夫(46)の姿があった。

夫は自転車で転んで太もも骨を折り、入院していた。だが、コンビニエンスストアの深夜バイトをする夫が働かないと、暮らしていけない。病院に理解してもらい、夫は退院した。

夫婦は派遣社員としてテレビ部品の工場などで働き、山梨、滋賀、石川県を転々としてきた。今は転職を強いられる派遣を辞め、夫がコンビニ、妻が清掃の仕事をして生計をたてる。

2人で月25万円ほど収入があったが、6万円近い家賃や生活費でかつかつになる。夫が痛風なので月1万6千円の国民健康保険の保険料は払ってきたが、同じくらい保険料がかかる国民年金はあきらめた。

退院後、夫は杖をついてコンビニに出るが、以前のようには働けず、今年1月は3万円、2月は7万円しか稼げなかった。「税や保険料を払うために働いているようで。本当は年金も払いたい」。妻は言う。

公的な医療保険や年金は年をとるにつれて大切になる。名古屋市に住む元タクシー運転手の大道弘さん(66)はそれを痛感する。

12年暮れに肝硬変と診断され、入院した。タクシー会社は定年になっていたが、アルバイトで運転し、月5万～6万円を稼いでいた。厚生年金も月10万円弱あったので、一人暮らしには十分だと思っていた。

しかし、定年後に国民健康保険に入り直す手続きをしなかった。そのため、医療費をすべて自己負担しなければならなくなった。貯金が底をつき、年金では医療費を払いきれず、生活保護を受けることになった。

「自分の責任だが、年金の保険料を払ってきた意味がなくなってしまった」。大道さんは医療保険と年金がそろわないと老後を送れないと感じる。（鳴沢大、松浦新）

ほころびすすむ「国民皆保険」

公的医療保険に入っていれば、病気やけがで治療を受ける際に自分で払う費用は、70歳未満は原則3割で済む。大手企業の社員らが入る「健康保険組合」、中小企業の社員らが入る「協会けんぽ」、市区町村が運営する「国民健康保険」などがあり、国民皆保険を支えている。

しかし、国民健康保険は加入者約2千万世帯のうち保険料の滞納世帯が2割近い約370万世帯に達する。とくに滞納が長い人は通常の保険証を使えず、市区町村が主に1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証を出す。短期保険証で暮らす世帯は高齢化や非正規労働の増加などで1990年代の十数万世帯から今は約120万世帯にふくれあがった。国民健康保険の加入者は、年金で暮らす高齢者など無職の人が約43%、非正規労働で働く人が約36%、自営業者が約15%、農家などが約3%。所得に対する保険料の負担率は、企業が保険料の半分を出す健康保険組合や協会けんぽの平均が5%なのに対し、約10%と高い。

低所得者に厳しい負担

一方、公的年金は65歳から受け取るため、若いうちは保険料支払いを後回しにしがちだ。会社員らが入る厚生年金は給与から天引きされるが、非正規労働者や自営業者らが入る国民年金は4割以上の世帯が年金保険料を滞納している。

本来は通算25年以上保険料を払わないと年金をもらえないが、05年には若年者納付猶予制度がつくられ、30歳未満で所得が低い人などは最大10年間は支払いが猶予される。さらに厚生労働省は今国会で、50歳未満まで拡大する法案を提出している。バブル崩壊後に増えた非正規労働者の年齢が上がっているためだ。

ただ、国民年金の保険料を滞納している世帯は年収200万円未満が半分近い。猶予を受けても残りの期間の保険料を払うのは大変だ。保険料の支払いが少ない分、年金も少ない。高齢者になって暮らしていけず、生活保護を受ける人が大量に出るおそれがある。

「報われぬ国」は原則として月曜日朝刊で連載します。ご意見をメール（keizai@asahi.com）にお寄せください。

訂正

1月27日付「高齢者放り出す自治体」の記事で、「4カ月が過ぎ、たどり着いた水戸市に相談すると、養護に入る措置をしてくれた」とあるのは「約1週間が過ぎ、たどり着いた水戸市に相談すると、養護に入る措置をしてくれた」の誤りでした。訂正します。